

「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	政策課題	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府コメント	内閣府整理
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応		
「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	1951	狩猟行為におけるアマチュア無線VHF周波数帯を活用した発信器の利用についての規制緩和	<p>猟師が捕獲行為において猟具として使用するワナ、銃器などがあるがそれを補佐する上で重要な道具として無線発信機が存在がある。現在法律上認められている発信機はごく近年に開発されたが、高価であり入手しづらい状況にある。また、その性質上、これまで猟師の間で広く普及し使用してきた発信機(合法のものではない)に比べるとその性能は比喩するまでもなく低く使いにくいものとなっている。このことが捕獲以上に普及を妨げている大きな要因の一つである。</p> <p>上記のことから、従来猟師の間で使用されてきたアマチュア無線の周波数帯を利用した発信器を特区制度を活用し合法化しとらうて発信器を猟具、猟犬に装着することについて規制を緩和し、捕獲効率の向上と猟師への負担軽減、現場として猟師が活動可能な範囲の拡大を図りたい。</p>	環境省、農林水産省を中心としてイノシシ、ニホンツノカの棲息頭数を半減させる方針が示されている。本提案を実現し実施することで捕獲効率を向上することが可能となる。	総務省	総合通信基盤局電波部移動通信課	電波法(昭和25年法律第131号)他	C	既に実施	-	電波は有限希少な資源であるため、電波の公平かつ能率的な利用を確保する必要がある。	d	先般の対面協議において、ドッグマーカーの出力制限の緩和、これに伴い開発された新製品について、説明頂きましたが狩猟者業界に対してドッグマーカー、わな用発信機としての技術的、経済的メリット、新製品が販売されたとして、猟師への波及をどう予測しているのか及び担当省庁による当該製品等の普及に関する取組みを今後どのように行っていくのかご教示ください。	<p>【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行う方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>		
					環境省	自然環境局野生生物課鳥獣保護課	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」の制定及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成24年3月30日 環自野発第120330005号)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」XI狩猟 XI-2銃器を使用した止し止めについての(1)(2)	F	既に実施	-	対面協議において紹介した合法の無線機については、専用周波数の使用、制度改正前と比較して高出力、データ通信による猟犬の位置検知など、猟師の意見を取り入れながら開発されており、鳥獣捕獲等の作業に適した無線設備であると考えています。 総務省としては、本年9月に開催された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止及び鳥獣の保護管理に関する関係省庁連絡会議」及び全道道府県の鳥獣被害対策担当官や地方農政局の担当官等を対象とした「鳥獣被害対策全国会議」において、合法の無線機を含めて鳥獣捕獲等における無線機の適正な使用について、周知啓発を図ったところです。また、各総合通信局等においても、地方公共団体や猟師者に対して、同様の周知啓発を適宜行うこととしています。	a	貴省の見解について了解することとしたい。なお、必要が生じた際には情報提供等の対応をお願いしたい。		<p>総務省は代替案として提示している合法的に使用できる制度についての技術的、経済的メリット及び関係者への波及について自治体に明示し、引き続き協議を行うこと。</p>	iii
「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	1952	中型哺乳類の捕獲・殺処分を行う際に、使用が制限されている銃器(空気銃)を使用することへの規制緩和	<p>現在、中型哺乳類をわな猟で捕獲した場合の殺処分方法として、環境省からは、動物福祉の観点から「できるだけ苦痛を伴わない方法」とされており、炭酸ガス、薬剤などによる致死を推奨されているが、実際の現場では、撲殺、刺殺、水没殺、絞殺などが用いられるのが一般的である。</p> <p>その際は、「一撃による致死」が指導されているため、水没、絞殺は推奨されていないものの猟師の間では一般的に行われている。</p> <p>一部行政機関では、「炭酸ガス処分器」による処分が実施されているが、広く一般には普及されていない。また、薬剤については、資格・処方などによる問題から行われていない。</p> <p>上記のことから環境省が推奨する「できるだけ苦痛を伴わず一撃で致死できる方法」として空気銃による中型哺乳類の殺処分への規制緩和を提案するもの</p>	<p>将来に向けた、猟師の高齢化、減少していく実態から猟師技術の継承は困難と予想される中、緊縮拡大を続ける外来生物(当圏域では特にアライグマ、ヌートリア)をはじめとした有害鳥獣が技術不十分なまま処理されることで、動物福祉への配慮がされない状況は望ましくない。また、今後新たに狩猟免許を持つこととなった猟師が有害鳥獣の駆除を行うにあたり、精神的に負担が少なく、容易に致死できる殺処分方法を考慮することも行政として行う必要がある。ペナラン猟師、専門家などから意見を聴取した中では、空気銃を使用した中型哺乳類の殺処分方法を確保することで捕獲活動が円滑に行われることになると期待される。</p>	環境省	自然環境局野生生物課鳥獣保護課	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」の制定及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成24年3月30日 環自野発第120330005号)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」XI狩猟 XI-2銃器を使用した止し止めについての(1)(2)	F	平成26年度中(予定)	今後、関係機関との協議を行い、その結果を踏まえ、必要に対応を検討する。	今後、関係機関との協議を行い、その結果を踏まえ、必要に対応を検討する。	b	先般の対面協議において、警察庁より銃の使用目的にある「狩猟、有害駆除」がはっきりしていれば銃刀法の規制は保たれないとの見解があったと認識しております。従ってこれまでの協議経過(担当省庁の見解含む)から安全確保の問題を解決すれば当組合が提案する行為は可能であると考えております。環境省からは「関係機関との協議を踏まえ検討する。」との見解が示されていますが具体的な検討内容及びスケジュールをご教示ください。	<p>環境省は自治体が提案する中型哺乳類の捕獲・殺処分における銃器の使用制限緩和について、実現に向け関係機関との協議を踏まえ検討するとしているが、自治体に対し具体的な検討内容及びスケジュールについて明示すること。</p>		
					環境省	自然環境局野生生物課鳥獣保護課	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」の制定及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成24年3月30日 環自野発第120330005号)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細則解釈及び運用方法について」XI狩猟 XI-2銃器を使用した止し止めについての(1)(2)	F	平成26年度中(予定)	今後、関係機関との協議を行い、その結果を踏まえ、必要に対応を検討する。	ご提案の内容が、鳥獣保護法という狩猟等の範囲内であるかについて、従来の法律解釈を踏まえ、慎重に精査しているところ。また、ご提案のような銃器使用に係る安全管理体制が適切かどうか等について、銃砲刀剣類取締法を所管する警察庁と改めて協議を行う。以上を踏まえ、ご提案事項の実現可否については、遅くとも年度内を目途に結論を出す予定。	a	貴省の見解について了解することとしたい。なお、具体的な検討内容及びスケジュールについて、必要が生じた際には情報提供等の対応をお願いしたい。		<p>環境省の見解について、自治体は了解しているため、協議を終了する。なお、自治体から情報提供依頼等があった場合、環境省は必要に応じて対応を行うこと。</p>	i